

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があっては

じめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

## 第1節

## 地域社会や環境との調和にかかる施策

防衛大綱は、近年、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化などが進んでおり、防衛施設である自衛隊施設や在日米軍施設・区域の周辺の地方公共団体や地域住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要になっているとしている。

このため、地方公共団体や地域住民に対し、平

素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習などの実施にあたっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施することとしている。

## 1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、令和2(2020)年度の処理実績は1,194件(約21.9トン)で、沖縄県での処理件数が全体の約43%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、令和2(2020)年度の処理実績は、468個(約3.6トン)であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範

囲で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。

さらに、国などの方針<sup>1</sup>を踏まえ、分離・分割発注<sup>2</sup>の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保<sup>3</sup>及びオープンカウンター方式<sup>4</sup>の導入など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

 参照 資料58(市民生活の中での活動)



動画：令和2年度航空観閲式

URL：<https://youtu.be/hrJA0ydlSGM>

1 「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(2020年10月2日閣議決定)

2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグルーピングし、当該グループごとに落札者を決定する方法

3 A~D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争することとしている。

4 オープンカウンター方式とは、基準額以下の物品等を調達する際、従来のように特定の事業所と見積合せをせず、当該調達案件を公募することで、多くの事業者から見積書を提出してもらい、いわゆる「公募型見積合せ」のことをいう。

## 2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

### (1) 自衛官の募集及び就職援護への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

### (2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接な関わりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣

など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

## 3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。令和2(2020)年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、馬毛島における自衛隊施設の整備、陸自V-22の佐賀空港配備計画等について、地元説明を実施するとともに、台風や豪雨などへの対応における地

方公共団体との連絡調整などを実施した。また、すべての都道府県、市町村に対して防衛白書の説明を実施したほか、コロナ禍において防衛問題セミナーを初めてオンラインで開催するなど、防衛政策全般に対する理解を促進するための施策を実施した。

 参照 図表Ⅳ-5-1-1 (地方協力確保事務について)

図表Ⅳ-5-1-1 地方協力確保事務について

#### 1 各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策

自衛隊の部隊改編等・米軍の訓練等にかかる地元調整

#### 2 自衛隊等がかかわる事件・事故への対応にかかる施策

自衛隊等と連携を図り地方公共団体等への情報提供等の必要な協力

#### 3 各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

大規模災害等における自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

#### 4 広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナー等の実施



動画：海上自衛隊沖縄基地隊の不発弾処理

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=-DgagJ8p5uA>

## 4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

### 1 防衛施設の特徴と周辺地域との調和関連事業

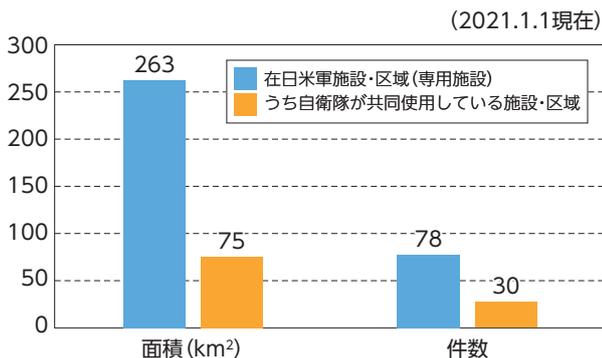
防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2021年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、78の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

そのうえで、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974年以来、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

2011年には関係地方公共団体などからの要望などを踏まえて同法を一部改正し、特定防衛施設

図表Ⅳ-5-1-2 在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況



(注) 面積の計数は四捨五入している。

周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施している。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、2014年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を図っている。

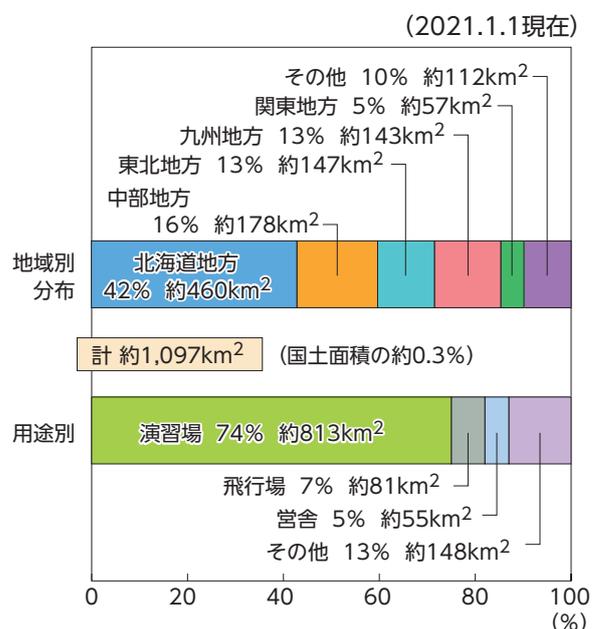
防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

**参照** 図表Ⅳ-5-1-2 (在日米軍施設・区域(専用施設)の自衛隊との共同使用状況)、図表Ⅳ-5-1-3 (自衛隊施設(土地)の状況)、図表Ⅳ-5-1-4 (在日米軍施設・区域(専用施設)の状況)、図表Ⅳ-5-1-5 (令和3(2021)年度基地周辺対策費(契約ベース))、資料59 (在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む)) 別一覧

### 2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

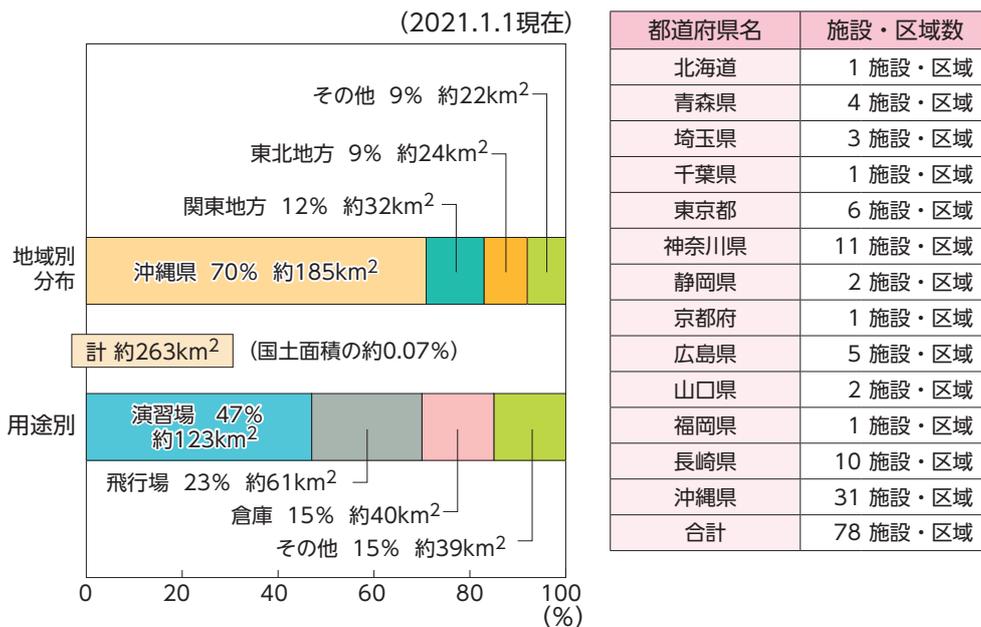
わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維

図表Ⅳ-5-1-3 自衛隊施設(土地)の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表IV-5-1-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表IV-5-1-5

令和3（2021）年度基地周辺  
対策費（契約ベース）

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	107	5
騒音防止事業	608	149
移転措置	46	4
民生安定助成事業	220	111
道路改修事業	56	14
周辺整備調整交付金	194	34
その他事業	12	7

持は、わが国の安全を確保する上で極めて重要な要素である。

そのうえで、在日米軍の安定的な駐留のためには、防衛施設周辺の地方公共団体や地域住民の方々の理解と協力を得ることが不可欠である。

このため、日米防衛相会談をはじめ様々なレベルで米側との認識共有を図るほか、在日米軍の部隊運用などに関する地方公共団体などとの調整、在日米軍再編にかかる交付金等の交付、事件・事故発生時の地方公共団体などへの速やかな情報提供、在日米軍と地域住民の交流の促進など、様々な取組を不断に行っていくこととしている。

### (1) 在日米軍の部隊運用等に関する地方公共団体等との調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備の配備等の際し、その都度、関係する地方公共団体及び地域住民に対して事前に説明するなどの調整を実施し、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

### (2) 在日米軍再編を促進するための交付金等

再編交付金<sup>5</sup>は、再編<sup>6</sup>を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業<sup>7</sup>の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

2021年4月現在、9防衛施設14市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置により追加的な施策を実施している。

**参照** 資料60（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

5 令和3（2021）年度予算で約48億円

6 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱うこととしている。

7 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

### (3) 在日米軍の運用における安全確保等

在日米軍の運用にあたって、地域住民の安全確保は大前提であり、事件・事故はあってはならない。

防衛省としては、米軍機の墜落、部品落下・遺失、民間空港などへの予防着陸<sup>8</sup>などが発生した際には、米側に対し、安全管理及び再発防止の徹底並びに速やかな情報提供を強く求めるとともに、個別の事案の態様に応じて飛行停止等の対策を講ずるよう求め、得られた情報は直ちに関係自治体等に説明しているほか、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

また、米側の事故調査結果や再発防止策を聞くだけでなく、自衛隊の専門的知見も活用して確認し、その合理性を判断している。

さらに、2019年7月、航空機事故に関するガイドラインを改正し、万が一国内の米軍施設・区域外で米軍機による事故が発生した場合には、適用される方針及び手続が一層改善されるよう取り組んでいる。

わが国としては、地元の不安や懸念を踏まえ、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、安全な運用の確保を最優先の課題として、日米両国で緊密に協力して取り組んでいる。

また、米軍人等による飲酒に起因する事件・事故が増加傾向にあることは、防衛省としても懸念しており、米側に対して、累次の機会を通じて、綱紀粛正や隊員教育を強化するよう申し入れている。

米側においても、夜間飲酒規制措置、一定階級以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、対策を実施しており、今後も日米間で協力して、飲酒事案の再発防止に努めていくこととしている。

なお、沖縄県内における犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心の確保を図るため、2016年6月「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」が取りまとめられ、防犯パトロール体制の強化と

安全・安心な環境の整備を柱とした対策がおこなわれている。

防衛省も、沖縄総合事務局に創設された「沖縄・地域安全パトロール隊」に参加しており、今後とも関係省庁と連携し、実効的な犯罪抑止の取組となるよう、協力することとしている。

### (4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民の方々と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う「日米交流事業」を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）、ホームページ・ソーシャルメディアを活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。

### (5) その他の措置（自衛隊にかかるとも含む）

#### ① 漁業補償

防衛省は、自衛隊又は在日米軍が水面を使用して行う訓練などのため、法律（自衛隊法第105条第1項又は漁船操業制限法第1条）又は契約により制限水域を設定し、これに伴う損失を補償している。

また、同法の規定による操業の制限又は禁止により、漁業経営上の損失を被った者で、同法の規定による補償を受けられないものを救済するため、行政措置として一定の要件を満たす者に対し、見舞金を支給している。

#### ② 基地交付金等

総務省所管の防衛施設に関する交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という。）及び施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）についても、防衛省は、各種情報提供等の協力を行っている。

基地交付金は、米軍の施設や自衛隊が使用する施設のうち、飛行場や演習場の用に供する土地が広大な面積を有しており、市町村の区域の多くを占めていることが市町村の財政に著しい影響を与

8 パイロット等が飛行中に、航空機に何らかの通常と異なることを示す徴候を察知した場合に行う着陸

解説

地域社会におけるインフラ整備等への支援

防衛省では、地域住民の生活の安定と福祉の向上のため、防衛施設から生じる障害などに対し、地方公共団体が行う様々な生活環境の整備などへの補助金を交付しています。また、防衛施設の設置・運用による生活環境などへの影響が特に著しい周辺市町村には医療費の助成などに充てることができる交付金を交付しています。

例えば、演習場や飛行場などがあることによって

地域住民の暮らしに影響を及ぼす場合に、住民の避難などの円滑化を図るため、公園などの整備への助成を行っています。

また、自衛隊や在日米軍の飛行場などの航空機の離着陸などにより生じる騒音を防止・軽減するため、静穏を必要とする学校・病院などの防音工事への助成を行っています。



公園の例

(写真提供：静岡県御殿場市)

東富士演習場に隣接する御殿場市では、住民の避難などの円滑化を図るため、市が行う公園の整備に対し、助成を行いました。



防音工事の例

(写真提供：北海道標茶町)

防音工事は、屋外の騒音を遮断するための防音サッシの取付け（遮音）、密閉された室内環境を快適に保つための空調機器の取付け（換気・除湿・温度保持）、室内の壁・天井に吸音材料の取付け（吸音）を実施します。

第5章

地域社会や環境との共生に関する取組

えていることを考慮して創設されたものであり、固定資産税の代替的性格を基本として、米軍や自衛隊の用に供している国有財産（土地、建物及び工作物）の所在する市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍が建設し、又は設置する資産（以下「米軍資産」という。）に対する固定資産

税が非課税とされているにもかかわらず、基地交付金が交付されていないこととの均衡や、米軍の軍人や軍属にかかる市町村民税等の非課税措置による税財政上の影響を考慮して創設されたものであり、米軍資産の所在する市町村に対して交付されるものである。

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家的行事において、天皇、国賓などに対し、儀じよう、と列、礼砲などの礼式を実施している。諸外国からの国賓や公賓等がわが国を訪問した際の歓迎式典などにおける儀じようは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。

2019年10月、即位礼正殿の儀に際し、皇居外

苑北の丸地区において、陸自は、礼砲を実施した。また、同年11月、祝賀御列の儀においては、陸・海・空自衛隊及び防衛大学校・防衛医科大学校による儀じよう、奏楽及びと列を実施した。これらの任務に就いた隊員以外にも、自衛隊が実施するための準備を含め、多くの隊員が本行事に参画した。

## 6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組

### 1 これまでのオリンピックにおける自衛隊の協力及び自衛官選手等の実績など (1964年東京オリンピック以降)

1964年、東京で開催された第18回オリンピック競技大会の開会式では、ブルーインパルスが五輪のマークを東京の空に大きく描き、音楽隊がオ

リンピック・マーチやファンファーレを演奏するなどの協力を行うとともに、防衛大学校学生が選手団入場時に各国のプラカードを掲げるなどの協力を行った。また、同オリンピックにおいて自衛官21名が選手として参加し、ウエイトリフティングにおいては三宅義信選手が第1位、陸上マラソンにおいては円谷幸吉選手が第3位に輝くなどの成果を挙げた。

### VOICE

#### オリンピックのためモチベーションを維持しつつ挑戦する隊員の声

自衛隊体育学校 (埼玉県朝霞市)

特別体育課程学生 2等陸曹 乙黒 圭祐

私は、小学1年生からレスリング競技を始め、五輪優勝を目標に練習をし、2019年に自衛隊体育学校に所属して以来、日々練成に取り組み、様々な苦難を乗り越え、東京五輪代表内定を勝ちとることが出来ました。

私は、東京五輪が延期された1年間を、優勝の確率を上げる事ができる追い風と捉え、すぐに自己分析をし、東京五輪出場のために上げた階級に必要な、筋力と基礎体力の更なる強化を明確な課題として、すぐに気持ちを切り替えて行動することで、モチベーションを維持しました。

自衛隊体育学校 (埼玉県朝霞市)

特別体育課程学生 3等陸曹 並木 月海

私は、中学生でボクシングを始め、高校公式戦無敗で、2017年に自衛隊体育学校に所属以来、厳しい練成のもと、世界選手権初出場で銅メダル獲得など、日々競技に取り組み、アジア・オセアニア大陸予選で準優勝でき、東京五輪出場権を獲得しました。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症による東京五輪延期、練習の制限など、思い通りにいかない事に戸惑いこそしましたが、今だから見つめ直せる所や競技レベルを上げるための時間が増えた事に気づきました。2020年より2021年の自分を強くするためにやるべき事が明確になってからは、延期になった事をプラスに考える事でモチベーションも上がり、効率の良い練習ができた

東京五輪で優勝を目標に、国民や全国の自衛隊員、医療従事者の皆様に感動や勇気を与えられるように、引き続き、日々訓練を頑張ります。



令和元年度全日本レスリング選手権での著者 (赤シングレット)

した。

東京五輪優勝を目標に、応援して下さる沢山の人が笑顔になり、夢や勇気そして感動を与えられるよう、引き続き、努力します。



平成30年全日本選手権での著者 (右側)

以降、自衛隊は、各オリンピックに参加し、自衛官の選手は、これまで金メダル8個、銀メダル4個、銅メダル8個を獲得している。

## 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への協力など

2013年9月、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）への防衛省・自衛隊としての取組を強化することを目的に、防衛大臣を長とする「防衛省・自衛隊2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員会」を設置した。

第1回委員会においては、小野寺防衛大臣（当時）から、防衛省・自衛隊が協力・参加する意義とともに、自衛隊員すべてが参加しているという気概のもと、これからも日本の安全保障のために全力で働き、しっかりと、大会の成功に向けて努力していく旨述べた。

2019年12月の第12回委員会においては、防

衛省・自衛隊として、セキュリティ対策については、競技会場周辺を含むわが国上空・海域の警戒監視、大規模テロ等が発生した場合の被災者救援、サイバー攻撃等への対処に関する支援等に取り組むことを決定した。

また、式典等大会運営への協力については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整を行ってきた協力項目（聖火到着式への協力、国旗等掲揚への協力、射撃競技会場における医療サービスへの協力、セーリング競技における海上救護への協力、会場内外の整理への協力及び競技（アーチェリー、射撃、近代五種）における運営協力）について、同組織委員会から正式に依頼を受け、実施することを決定した。

2020年3月、空自松島基地において聖火到着式が開催され、ブルーインパルスによるオリンピックカラーのスモークを使用しての飛行、音楽隊による演奏の協力を行った。同月、東京2020大会は延期され、2021年夏の開催とされたことから、引き続き同組織委員会と連携し準備を進めている。

## 7 南極地域観測に対する支援

自衛隊は、文部科学省が行う南極地域における科学的調査に対し、南極地域観測が再開された1965年から砕氷艦「ふじ」を、1983年以降は砕氷艦「しらせ」を、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）をもって人員・物資の輸送及びその他の協力を行っている。

2019年11月から2020年4月の第61次観測支援では、のべ135名の人員輸送、約1,400tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援及び基地設営支援を実施した。

2020年11月からの第62次観測支援では、南極大陸周辺海域における海洋観測の支援を実施し、その行動は約30,000kmにも及ぶ長大なものであり、わが国の南極地域観測事業の推進に大き

く貢献している。

□ 参照 資料61（南極地域観測協力実績）



ペンギンよ、こんにちは



動画：第61次南極地域観測協力行動「しらせ氷海に行く」  
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=1BvjHkBNkiY>

## 8 部外土木工事の受託

自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,270件の部外土木工事を受託している。

2020年には、宮城県柴田町長の委託を受け、宮城県柴田郡柴田町において防災拠点・総合体育館建設のための敷地造成工事を受託し、約50名の隊員が約70日かけて32,000㎡の敷地面積を造成した。

本拠点は早急に整備が必要であるものの、東日本大震災復興関連工事等により民間業者の手当てがつかなかったことから申し出があったものである。

こうした活動により地域の災害対策に貢献するとともに、地域との連携を強化している。

**□□ 参照** 資料62 (部外土木工事の実績)

## 9 その他の取組

### 1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が多発している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、2016年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

### 2 防衛施設の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、2019年6月13日、改正小型無人機等飛行

禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行が禁止されることとなった。2021年3月末現在、主要部隊司令部等が所在する54の自衛隊の施設及び15の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

**□□ 参照** 資料63 (小型無人機等飛行禁止法に基づき対象防衛関係施設に指定された施設一覧)

### 3 防衛施設周辺における土地利用・管理等の在り方に関する対応

防衛省は、2013年12月に策定された「国家安全保障戦略」において、安全保障の観点からの防衛施設周辺における土地利用等の在り方について検討することとされたことを踏まえ、平成25(2013)年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について、計画的に把握するための調査を行っている。2020年7月17日に、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」(いわゆる「骨太の方針2020」)を閣議決定し、その中で、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを受け、内閣官房において、「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」からの提言などを踏まえながら検討がなされ、2021年3月26日に、政府は、「重要施設周辺及び

国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（いわゆる「重要土地等調査法案」）を閣議決定し、第204回国会に提出した。本法案は、安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、重要施設の周辺や国境離島などにおいて、その機能を阻害する土地などの利用を

防止するため、区域指定を行い、当該区域内の土地などについての利用状況の調査や利用規制などの措置について定めるものである。本法案は、国防上の基盤である防衛施設の機能発揮を万全にする観点からも、大きな意義があるものである。

## 第5章

地域社会や環境との共生に関する取組